

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン (R30603 版)

◆基本的事項

- (1) 「新しい生活様式」の徹底
- (2) コロナウイルスを「持ち込まない」、「広めない」、「持ち帰らない」。
- (3) 三密（密閉・密集・密接）環境を作らない。
- (4) 「手洗い 30 秒・手指消毒・マスク着用」、共用物の「清拭消毒」。
- (5) 日々の「検温・体調管理」、「節度ある行動」。

1. 全般的な注意事項

- ① 日々、検温と健康観察を実施し、体調不良の場合は登校・出勤しない。
- ② 登校・出勤時、共用物の使用前後は手洗い・手指消毒を行い、顔や髪は触らない。
- ③ 学内では食事以外はマスクを着用し、使用済みマスクは、持ち帰り廃棄する。
- ④ 会話時は1メートルの距離を取り、不必要な接触や大声での会話はしない。
- ⑤ エレベーター使用は極力避け、使用の場合はエレベーター内で会話はしない。
- ⑥ 感染・濃厚接触の不安がある場合は、速やかに大学へ連絡し、医療機関等の指示に従う。

2. 授業に関する注意事項

- ① 授業の前後は、入念な手洗いと手指消毒を行う。
- ② 原則、出入口は開放しておく。
- ③ 窓は可能であれば開放し、不可能な場合は45分で1回5分程度の換気を必ず行う。
- ④ 学生の座席間隔は前後左右1メートル程度を確保し、隣接して着席はさせない。
座席を1つ開ける間隔でも可。(可能であれば、座席指定など座席位置を明確にしておく)
- ⑤ 最前列1列は空ける。難しい場合は、教員と学生間の距離を必ず空ける。
- ⑥ 原則として授業はマイクを活用し、大声での授業は避ける。
- ⑦ 授業で使用した器具類は、こまめに消毒をする。
- ⑧ 資料等を配付する際は、指を舐める等の行為をしない。
- ⑨ 学生に発表等を求める場合は、他の学生との距離を空けるよう指示する。
- ⑩ グループワーク等では、学生間で「密接」の状態にならないように注意・指導する。

2の2. 欠席に関する方針

- ① コロナウイルス感染に関係する欠席は、登校許可が出るまで、コロナ感染症対策本部の判断で公欠扱いとする。
この場合、補習等の機会提供により短期大学設置基準による学習時間の確保に留意する。
- ② コロナウイルス感染とは関係のない欠席については、公欠扱いにならない。

3. 昼食に関する注意事項

- ① 昼食の前後には、30秒の手洗い・手指消毒を励行する。
- ② 食事場所は、換気のために窓や出入口を開放する。
- ③ G館学生ホール・E館ロビー・A131(プレゼンテーションスタジオ)や学科指定教室で昼食を摂る場合、机・椅子のレイアウト変更・移動・追加は禁止する。
満席の場合は、学科指定教室へ移動するか、席が空くまで部屋の外で待機する。
なお、学生ホールは、学生・生徒・教職員の食事のための利用時間を下記のように定める。
 - 11時00分～11時45分……大学生、短大生、教職員（短大・大学）
 - 11時45分～12時15分……高校生及び高校教職員
 - 12時15分～13時30分……大学生、短大生、教職員及び外来者等上記時間帯（11時00分～13時30分）は、食事以外での利用を禁止する。
- ④ 教室内での昼食は、授業時と同様に、前後左右は1メートルの間隔を取り、密着・対面での着席・摂食はしない。食事時間は、授業開始の15分前までとする。
- ⑤ 昼食時は、スマートフォンの操作、必要最低限以外の会話、食べ物の交換等は禁止とする。
- ⑥ 消毒液や台拭き等を除く室内の備品等には、必要が無い限り触れない。
- ⑦ 昼食が終わったら、速やかに片付け、机・椅子の清拭消毒を行い離席・退室する。
- ⑧ 食事後に歯磨きをする場合は、入念に手洗いをして、歯ブラシは洗面台には置かない。

4. トイレ

- ① トイレは蓋をして流し、使用後は入念に手洗いを行う。
- ② 手洗い前は、不用意に顔や髪には触れないように注意する。
- ③ 手洗手指乾燥機の使用は禁止し、各自手拭き等を持参して確実に手を拭き乾燥させる。

5. クラブ・サークル活動、ボランティア等の課外活動、学生会活動に関する注意事項

「新しい生活様式」に基づき、行動内容を吟味・精査して活動する。

- ① 三密での活動は禁止する。
- ② ボランティア活動は、自宅や三密にならない場所において活動できるものは行う。
また本学Webボランティアシステムでは、安全確認ができたもののみ許可し紹介する。
なお、自宅で取り組める活動等についてもWeb上で紹介する。
- ③ 屋内での活動は、換気を徹底する。
- ④ 大人数が密集する活動、頻繁に至近距離で人が交差・密着する活動は避ける。
- ⑤ 近距離や密接での会話、大声での発声は控える。
- ⑥ 可能な限りマスクを着用して活動する。
- ⑦ 物品の貸し借りは避け、共用物がある場合は、適宜消毒を行う。
- ⑧ 体調が悪い場合は活動には参加せず、帰宅して体調観察する。
- ⑨ SNS等の利用により意見交換や連絡・調整等が可能な場合は、極力集会しない。
- ⑩ クラブ・サークル活動の実施を希望する場合は、事前に「クラブ・サークル活動届」（学生支援課窓口を設置）に記入し学生支援課へ届け出て、許可を得るものとする。
なお、学生会活動については、別途、学生支援課と事前調整の上、三密対策を徹底して実施する。

6. アルバイト・旅行等に関する注意事項

- ① 学外実習前2週間から実習終了までのアルバイトは禁止する。
- ② 本学へのアルバイト求人は、感染リスクが低いと判断されるものについてのみ掲示する。
- ③ 学生個人が契約するアルバイトについては、感染のおそれがあるものは契約しない。
- ④ 感染拡大地域（「まん延防止等重点措置区域」及び「緊急事態宣言地域」）への旅行は、原則として学生部が許可した場合に限る。
- ⑤ 感染拡大地域から帰った場合は、原則として帰宅後1週間は自宅待機とする。
- ⑥ 感染拡大地域からの来県者との接触は、可能な限り回避する。

7. その他

- ① コロナ対策に便乗した悪質商法や勧誘等には乗らず、直ぐに学生支援課へ連絡する。

本学 Web ページには、コロナ感染症対策本部から、ウイルス感染等に関する各種情報を公開しているので、必ず確認すること。

以上